

平成 30 年度山形県高度人材確保支援事業費補助金

募集要領

1 目的

本事業は、県内の中小企業が研究開発を加速し、製品化や事業化、新分野への参入を目指す取組みを支援するため、自らの企業の中核となるような高度な知識・技術を持つ人材を正社員として雇用する場合の person 費を補助するものです。

2 補助事業の概要

(1) 補助対象事業

県内中小企業が高度な知識・技術を持つ人材を正社員として新規雇用し、研究開発等を加速させ、製品化や事業化、新分野への参入に取り組む事業

(2) 補助対象経費

人件費（給与、通勤手当、社会保険料の事業主負担分）

※新規雇用開始日より最大 6 か月分

(3) 補助率等

補助率：補助対象経費の 10 分の 8 以内

補助上限額：1 人につき 200 万円

※応募は 1 事業者あたり原則 1 人までとしますが、2 人まで応募可能とします。

予算の残額によって、2 人目を補助対象として認める場合があります。

(4) 補助対象期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日まで

※上記期間内で新規雇用開始日から最大 6 か月間となります。

3 補助対象者の要件

次に掲げる条件を全て満たしている必要があります。

- ① 県内に補助金の対象事業を遂行する事業所を有する中小企業者であること。
- ② 下記の支援対象分野における研究開発等に取り組むこと

支援対象分野	①バイオテクノロジー、②自動車、③航空機、④ロボット、 ⑤環境・エネルギー、⑥医療・福祉・健康、⑦食品・農業
--------	---

- ③ 日本標準産業分類中分類による以下の対象業種に該当すること。

①バイオテクノロジー

コード	業種
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
16	化学工業
71	学術・開発研究機関

②自動車、③航空機

コード	業種
13	家具・装備品製造業
16	化学工業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
21	窯業・土石製品製造業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業

コード	業種
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業

コード	業種
39	情報サービス

④ロボット、⑤環境・エネルギー、⑥医療・福祉・健康、⑦食品・農業

コード	業種
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
13	家具・装備品製造業
16	化学工業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業

コード	業種
21	窯業・土石製品製造業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業

コード	業種
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
39	情報サービス
71	学術・開発研究機関

- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ⑤ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- ⑥ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑦ 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ⑧ 補助金等に係る審査等（書類等の整備保管。書類の提出や実地検査の受入）に協力すること。
- ⑨ 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内または、支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主でないこと。
- ⑩ 労働保険料を滞納している事業主でないこと（支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと）。
- ⑪ 支給申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主であること。
- ⑫ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主ではないこと。
- ⑬ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生または再生手続きを行っていないこと。
- ⑭ 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- ⑮ 山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められること

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

4 補助対象新規雇用者の条件

平成30年4月1日以降に正社員として新たに雇用され、山形県内の事業所に勤務し、以下の条件すべてに該当していること

- (1) 研究開発、製品開発等に関する高度な専門知識や技術を有するなど、中小企業の事業化及び商品化等の取組みに資する人材で、下記のいずれかを満たす者
 - ① 修士課程修了以上の者
 - ② 技術士資格を持つ者又はこれと同等の資格を持つ者
 - ③ 実務・指導経験が5年以上の者
- (2) 退職者補充のための雇い入れでないこと
- (3) 雇用開始日から12か月間雇用される見込みであること

5 応募手続きについて

(1) 募集期間

平成30年6月4日(月)～平成30年6月22日(金)まで

(2) 提出書類

- ① 応募申請書(様式1)
- ② 事業計画書(様式2)
- ③ 収支予算書(様式3)
- ④ 定款の写し ※発効日が6か月以内、写し可
- ⑤ 会社概要がわかる資料(パンフレット等)

《以下は、既に雇用している者を対象として応募する場合に提出が必要》

- ⑥ 雇用契約書又は雇用通知書の写し
- ⑦ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ⑧ 資格所有(取得)を証明する資料の写し

(3) 提出部数

5部(正本1部、副本4部)

(4) 提出先及び提出方法

提出書類に必要な事項を記載のうえ、下記担当に提出ください。

提出は郵送又は持参とします。募集期間最終日の午後5時まで到着したものを有効とします。持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日とします。

【提出先】

山形県商工労働部工業戦略技術振興課 科学技術振興担当
〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1

6 選考方法

県において審査を行い、予算の範囲内で事業の採択を決定します。

(1) 審査基準

審査基準は以下のとおりとします。

- ① 事業計画が妥当であり、必要性があるか
- ② 雇用する人材が高度な技術や専門的知識を有しており、本事業の実施において必要性があるか
- ③ 雇用する人材の具体的な活用方法や業務内容が本事業の目的に合致するものか

- ④ 補助対象期間終了後も当該人材が継続雇用されることが見込まれるか
- ⑤ 事業の実施により、今後、新たな雇用創出が見込まれるか

(2) 決定方法

審査会にて、応募者によるプレゼンテーションを実施し、応募書類とプレゼンテーションの内容を審査し、決定します。なお、審査結果に対する異議は一切受け付けません。

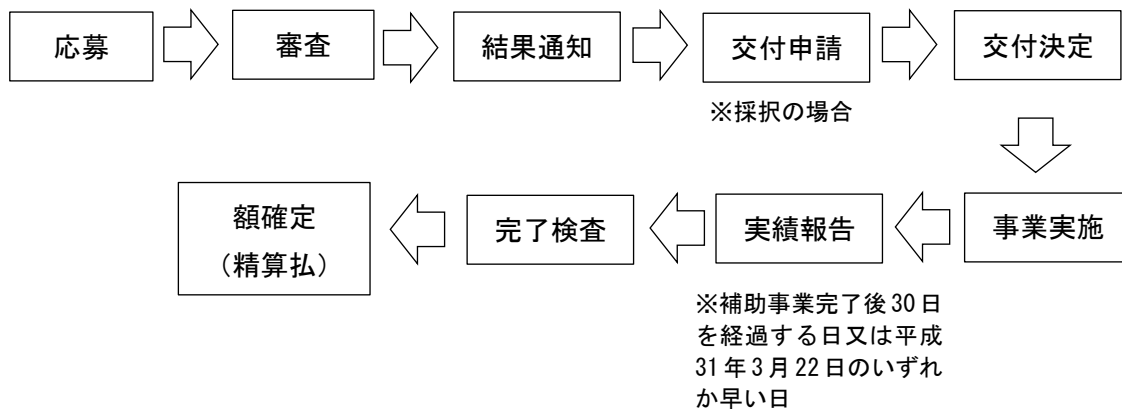
[日程]平成 30 年 7 月 17 日 (火) (予定)

[場所]山形市内

(3) 結果の通知

審査結果については文書で通知します。採択された応募者には、別に定める補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を提出していただき、補助金の交付決定を行います。ただし、交付申請は原則として雇用する人材が確定してからとなります。

7 補助事業の流れ



8 その他留意事項

- (1) 提出された書類は、原則としてお返ししませんのでご注意ください。
- (2) 補助金の実績報告時において、補助対象とした雇用者が退職している場合、補助金を受給することはできません。
- (3) 本事業の対象とした雇用者を、補助事業完了後においても、雇用開始日から起算して 12 か月間雇用しなかった場合（ただし、天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により継続雇用しなかった場合を除く。）は、補助金の交付の決定を取り消す場合があります。
- (4) この補助金は国の交付金を活用したものですので、受給した事業主の方は国の会計検査の対象となることがあります。当該補助事業に係る経理を他の事業と明確に区分してください。会計検査の対象となった場合は、書類の提出など検査に協力していただきます。

9 問い合わせ先

山形県商工労働部工業戦略技術振興課 科学技術振興担当

〒990-8570 山形県山形市松波 2 - 8 - 1

TEL : 023-630-2312 FAX : 023-630-2695